

令和4年度 第1回いじめ対策総点検 評価表 (チェックシートによる点検の評価)

学番: 59

学校名: 十日町総合高等学校

点検期間: 令和4年7月26日(火)～令和4年11月2日(水)

観点	点検項目	評価基準	評価
1・学校の組織力の強化	1-(1) 校長のマネジメントによるいじめ対策組織の有効機能	A 校長が次の全てを行っている 1 第一次判断に関わっている 2 いじめ対策組織会議を迅速に招集し、対応方針を示している 3 関係児童生徒の聴き取り指示を的確に行っている 4 保護者対応を指示している 5 必要に応じて、SCやSSWの関与を判断している	A
		C 上記1～5の一部を行っている	
	1-(2) いじめ事案に関する情報共有	A 様々な可能性を踏まえ、事案発生直後の職員朝会で全職員に情報共有している	A
		B 当該学年部職員全員で情報共有している	
	1-(3) いじめ事案に関する保護者への連絡	A 特別な事情(児童虐待など)を除き、被害・加害生徒両方の保護者に事案内容と対応策を説明している	A
		C 被害生徒保護者には事案内容と対応策を説明している 特に方針は決めていない	
	1-(4) いじめ対策組織の会議記録の保存	A 次のすべてを保存している 1 会議記録(マニュアルを使用)又は 2 (マニュアル以外を使用) 3 いじめ認知報告書(様式1) 4 いじめ認知報告書(様式2) 5 対応記録(聴き取りの記録、関連するメモ等)	A
		C 上記の1又は2、3、4、5のうち、欠けるものがある	
	1-(5) いじめ対策組織の会議への専門的な知識を有する者の参加	A スクールカウンセラーがいじめ対策組織の構成員に入っている	A
		C スクールカウンセラーがいじめ対策組織の構成員に入っていない	
2・教職員の意識改革と指導力・対応力の向上	2-(1) 2-(2) いじめ対応等に関する校内研修	A 校内研修の実施が年3回以上	A
		B 校内研修の実施が年1～2回	
		C 実施しない	
	2-(3) いじめの認知の状況	A 認知すべきものをすべていじめと認知している	A
		C いじめと認知すべきものを認知しなかった案件がある	
	教職員のいじめ防止対策推進法の理解	A いじめ防止対策推進法(2条、23条、28条)を問う質問に対して、教職員の正答率が9割以上である	A
		B いじめ防止対策推進法(2条、23条、28条)を問う質問に対して、教職員の正答率が8割以上9割未満である	
		C いじめ防止対策推進法(2条、23条、28条)を問う質問に対して、教職員の正答率が8割未満である	

視点	点検項目		評価基準		評価
3・相談しやすい体制	3-(1)	いじめに関するアンケートの回答方法の工夫	A	「無記名式」や「持ち帰って記入させる」など、児童生徒が記入しやすくしている	A
			C	1「記名式で学校で実施」のみを行っている	
	3-(2) a b	定期的な教育相談が行われ、児童生徒の悩みを把握する機会を設けている	A	年3回以上行っている	A
			B	年2回行っている	
	C		年1回行っている又は、実施していない		
	3-(2) c		A	上記の面談を学年部職員によらず、生徒が面談者を選択できるように行っている 学年部を中心とした複数の職員が面談をできるように行っている	B
B			学級担任・副担任のみで定期的な面談を行って		
4・保護者との連携	4-(1)	校内いじめ対策についての保護者への周知	A	次のすべてを行っている 1 ホームページに掲載している 2 印刷して保護者に配付している 3 P T A総会・学年保護者会を通じ、直接説明している	A
			B	上記Aの1、2、3のうち、1つ又は2つを行っている	
			C	上記Aの1、2、3のいずれも行っていない	
	4-(2) a	いじめ認知時の保護者への情報提供	A	1～4をすべて行い、さらに5又は6を行っている 1 生徒からの隠き取った事実の報告 2 学校の対応方針についての報告 3 保護者の要望を聴く 4 生徒の見守りの要望 5 心配をかけたことへの謝罪 6 日頃の協力への謝辞	A
			B	上記Aの1～4を行っている	
			C	上記Aの1～4のうち、1つ以上行われていないものがある	
5・（その他） 自殺予防	5-(1)	いじめの未然防止に向けた取組を実践している	A	複数の取組を実践している	A
			B	1つの取組を実践している	
			C	取組を実践していない	